

原子力委員会
原子力防護専門部会（第26回）

議事録

1. 日 時 平成24年2月10日（金）15時00分～17時00分
2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 全省庁共用1208特別会議室
3. 議 題

- (1) 我が国の核セキュリティ対策の強化について
(技術検討ワーキング・グループ報告書) (審議)
- (2) 我が国の核セキュリティ対策の強化について
(原子力防護専門部会報告書案) (審議)
- (3) その他

4. 配布資料

- 資料第1号 我が国の核セキュリティ対策の強化について
(技術検討ワーキング・グループの報告書)
- 資料第2号 我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)
(原子力防護専門部会報告書案)

資料第3号 原子力委員会原子力防護専門部会（第25回）議事録

参考資料第1号 【仮訳】核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核物質セキュリティ勧告（別称 INF CIR C / 225 / Rev. 5）

参考資料第2号 【仮訳】放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告

参考資料第3号 【仮訳】規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告

参考資料第4号 技術検討ワーキング・グループ（第4回）～（第9回）議事要旨

5. 出席者

委員： 内藤部会長、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、衣笠委員、交告委員、
東嶋委員、山本委員

原子力委員：近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員

事務局：中村参事官、吉野企画官、加藤補佐、犬飼調査員

(内藤部会長) お待たせしました。時間になりましたので、第26回の原子力防護専門部会を開催いたします。

まず、本部会の構成員に変更がございましたので、事務局からご紹介いただきます。

(事務局：加藤補佐) それでは、本部会の構成員の変更につきましてご説明させていただきます。資料として、お手元の資料の議事次第の資料を捲っていただいて、裏のページに部会の委員名簿がございますので、これを基にご説明させていただきます。

これまで本部会のメンバーに入っておられました原子力安全基盤機構の中込先生におかれましては、前回の専門部会においてご本人のご挨拶がございましたとおり、原子力安全基盤機構の理事長へのご就任に伴い、専門委員をご辞退されました。また、東京大学の小佐古先生におかれましては、平成23年11月末日で任期満了に伴いご退任されました。新たに放射線計測及び放射線防護の専門家といたしまして、お手元の委員名簿がございますように東京大学工学系研究科原子力国際専攻教授の高橋浩之先生に専門委員をお願いしております。

本部会の構成メンバーにつきましては、この委員名簿がございますように全員で10名となっております。なお、本日はご都合によりまして高橋委員におかれましてはご欠席と伺っております。説明は以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。今ご紹介がありましたが、高橋委員におかれましてはご都合でご欠席です。

本日の部会につきましては前回と同様、引き続きまして公開で実施することとしております。

それでは、本日の議題に入ります。前回の部会から今日現在までの経緯でございますが、前回の部会で当専門部会に設けました技術検討ワーキング・グループから経過報告として福島第一原子力発電所事故を踏まえた核セキュリティ上の課題への対応につきまして報告を受けました。それを踏まえまして、11月8日の原子力委員会定例会の場で報告がなされました。その場におきまして原子力委員会から経過報告の内容について妥当との判断が示され、見解文が公表されております。

本日はこのワーキング・グループにおきましてIAEA核セキュリティ勧告文

書、3つございますが、それに関わる技術的、専門的観点からの検討が実施され、先の福島対応と併せた報告書が取りまとめられましたので、まずワーキング・グループからの報告書についてご審議いただきます。その後、このワーキング・グループの報告書を基に、この部会から原子力委員会に報告いたします報告書案につきましてご検討いただきます。

まず、配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、お手元に配布させていただきました資料につきましてご確認させていただきます。まず、資料第1号といたしまして「我が国の核セキュリティ対策の強化について」。次に資料第2号といたしまして、同じタイトルでございますが「我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)」、こちらは本部会の報告書の案となっております。資料第3号といたしまして「原子力委員会原子力防護専門部会(第25回)議事録」でございます。

参考資料といたしまして、第1号として仮訳の「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(別称 INF CIR C / 225 / Rev. 5)」。参考資料第2号といたしまして「【仮訳】放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」。参考資料第3号といたしまして「【仮訳】規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告」。参考資料第4号といたしまして、技術検討ワーキング・グループの第4回～第9回の議事要旨となっております。

なお、参考資料第1号から第3号のIAEA発行の3つの仮訳文書につきましてはテーブル席への配布のみとなっております。他の配布資料といたしまして、IAEAの基本文書の英語版及び日本語版、IAEA勧告文書であるINF CIR C / 225 / Rev. 5、放射性物質及び検知と対応に係る3つの文書についての英語版についてはグレーの紙ファイルで綴じております。そのグレーの紙ファイルには3つの勧告文書の和訳版が付いてございますけれども、本日の参考資料として配布させていただいたものを最新版として扱っていただけたらと思いません。

それと、また常備資料といたしまして、これまでの部会の資料としてブルーのハードファイルを机上に配布させていただいております。資料につきましては以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。漏れ等ございますでしょうか。お手元の資料をご確認ください。

それでは、最初の議題に入らせていただきます。原子力防護部会技術検討ワーキング・グループにおきましては I A E A の 3 つの勧告文書につきまして、我が国の核セキュリティ確保の取組に反映させる方針、それから東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた核セキュリティ上の課題への対応について取りまとめを行いました。

本日はまず、このワーキング・グループの検討経緯について事務局からご報告いただいた後、その取りまとめの結果につきまして、このワーキング・グループの中身につきまして併せて事務局から報告いただきます。なお、その後にご審議いただくことにしておりますが、質疑応答につきましては資料の説明後行いたいと思います。それでは、事務局から報告願います。

(事務局：吉野企画官) それでは、資料第 1 号をお手元にご用意願います。「我が国の核セキュリティ対策の強化について 2 月 3 日 技術検討ワーキング・グループ」と題した報告書でございます。

まず、検討の経緯についてでございます。26 ページまで一旦お飛びいただければ幸いです。技術検討ワーキング・グループでは 8 月 23 日に第 1 回を開催いたしまして、第 1 回から第 3 回まで、主として東京電力の福島第一原子力発電所事故を踏まえた防護対策の強化についてということでご審議をいただいたところでございます。こちらの 3 回のご審議を経過報告という形で昨年 10 月の第 5 回の本専門部会、10 月 25 日に開催させていただきましたが、そちらの方でご報告をいただいたという形となっております。

その後、11 月の第 4 回から 2 月 3 日の第 9 回まで、そこにございます形で I A E A 勧告文書に係る検討を行っていただきました。まず、中心といたしましては、I A E A 勧告文書の核物質に係る勧告文書、俗称 225 / R e v . 5 につきましてご検討いただきまして、第 4 回、11 月におきましては 225 全体論及びいわゆる信頼性確認、また関係者間の責任分担につきましてご議論いただいたところでございます。

この各回の審議内容は非公開でございましたので詳細な資料は今お手元にはご用意させていただいておりませんが、参考資料 4 といたしまして各回の議事概要、

1枚紙をお手元に配布させていただいております。後ほどご参照いただければ幸いです。

第5回、12月開催におきましては、福島第一事故を踏まえた原子力安全・保安院における原子炉等規制法の改正内容、及び第4回に引き続き信頼性確認に関しましてご議論いただきまして、更にセキュリティバイデザインでございますとか、周辺防護区域の外側の防護措置等につきましてご議論いただきました。その後、第6回、12月の終わりでございますが、225/Rev. 5に加えましてIAEAの残りの勧告、放射性物質、俗にRI勧告と呼ばれているもの。また、②といたしまして規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する勧告に関しましてご審議をいただいたところでございます。

また、225/Rev. 5に関しましては輸送部門、第6章に関しましてご審議いただきました。

更に第7回、1月に入りまして原子力安全・保安院、文部科学省及び国交省での検討状況のご報告をいただくとともに、ワーキング・グループとしての報告書の構成に関しましてご議論いただいたところでございます。

第8回におきまして、報告書のたたき台を、第9回におきまして報告書に関しましてご審議いただいて、取りまとめをいただいたということでございます。

また、最終的に保安院、文科省の省令改正の内容についてご紹介をいただきました。このような検討経緯を踏まえまして、この報告書を作成させていただいたものでございます。

では、目次のところに戻りまして全体構成からご説明申し上げます。表紙を捲っていただきますと目次という形となっております。全体といたしましては二部構成をとらせていただいております。第一部といたしまして3つの勧告への対応ということで、第1章、第2章、第3章と分けて、それぞれの勧告ごとに検討を進めております。

第二部におきましては、昨年10月に報告させていただきました福島第一原子力発電所事故を踏まえた課題への対応ということで、前回ご報告いただいた内容をベースにいたしまして、そこに記載させていただいている形でございます。そして、最後に「おわりに」という形で締めくくりという構成とさせていただいております。

第一部第1章に目を戻していただきますと、特に第1章に関しましては詳細に議論をさせていただいております、(1)で225/Rev. 5の位置付け及び概要、そしてその中で特に原子力委員会で検討すべき事項といたしまして、(3)にございます「個別検討項目」5つを抽出するということをしていただいております。

また、(2)の「規制行政機関の取組状況及び今後の対応」のところ原子力安全・保安院、文部科学省、国交省の取組及び今後の対応につきまして状況を聴取させていただいた内容を記載させていただいているというものでございます。

それでは、ページをお捲りいただきまして1ページにお進みいただければと思います。まず、「はじめに」ということをごさしまして、こちらの方、部会の皆様方には既にご承知の内容かと思っておりますが、まず最初の段落におきまして、この核セキュリティというものが80年代より関心が高まっております、その後、ソ連崩壊でございますとか、9.11同時多発テロといったようなものを経まして国際的な関心が高まってきているという状況を述べさせていただいております。

第1回核セキュリティサミット、そして来月の第2回核セキュリティサミットに言及いたしまして、最後に一文といたしまして、「我が国としても国際社会の一員として、自国の核セキュリティ対策の強化とともに、核セキュリティ対策に関する国際貢献にも取組む必要がある」と述べさせていただいております。

そして、第2段落目にIAEAでこのワーキング・グループ、またこの専門部会でご審議をいただいておりますIAEA核セキュリティ文書シリーズ、基本文書、勧告文書等の経緯に関しまして簡単にふれさせていただいております、「原子力委員会原子力防護専門部会は」から始まります3つ目の段落におきまして、この基本文書の案を参考にいたしまして、昨年8月に取りまとめた「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」を取りまとめた経緯にふれさせていただきます。

そして、「一方」から始まる段落におきまして、より技術的、専門的知見からの検討を行うためにというか、勧告文書に関する検討を行うために技術検討ワーキング・グループを設置したという経緯を書かせていただいております。

その次の段落で、「本ワーキング・グループは」ということで、まず福島第一の課題への対応。その後、3つの勧告文書に係る検討を進め、この報告書の取り

まとめに至ったということ述べさせていただいておきまして、最後、本報告書を踏まえて、国の許可等を得た者、規制行政機関、関係行政機関において速やかに具体的な取組が検討・実施されることを期待するといたしまして、「はじめに」とさせていただきます。

続きまして第一部でございます。まず、第一部の柱書きのところにおきまして、3つの勧告文書に関しまして、その名称を述べさせていただいております。その次の段落におきましては、3つの勧告文書の性格付けを述べさせていただいております。いわゆる I N F C I R C / 2 2 5 は第5次改訂版ということでございまして、1980年に R e v . 0 ができて以来第5版目に当たる、5回目の改訂に当たること。残りの放射性物質及び管理外の勧告に関しまして、今回新しく作られたもの。そして、それは国際的な核セキュリティに対する関心がより核物質から放射性物質ないしはダーティボムといったようなテロ行為に広がってきているということ述べさせていただきます。

そして、3ページにお進みいただきまして、「本ワーキング・グループでは」ということございまして、3つの勧告文書を踏まえまして、許可事業者、規制行政機関、治安当局をはじめとする関係行政機関が核セキュリティ対策の強化を検討する際の基本的方針を示すことを原子力委員会の役割と考え、これらの勧告文書の主な項目について、実施のための検討の方向性や体制を議論したというふうにこの報告書の位置付けを述べさせていただきます。

その後、基本的考え方にも言及する形で各機関への期待を表明させていただきます。

最後、なお書きでございますが、I A E A 勧告文書の位置付けが各国の取組を推奨する指針を提示するものであって、具体的な内容は各国に委ねられているということを確認させていただきます。

続きまして、第1章でございます。第1章は、核物質に係る勧告についてでございます。まず、「勧告文書の位置付け及び概要」でございます。第2段落目、「改訂第5版は」というところにお進みいただきますと、この第5版が改正核物質防護条約、我が国も現在採択に向けて、鋭意事務的な作業を進めている内容でございますが、この改正核物質防護条約の中で触れられております12の基本原則を踏まえて第5版ができているということを強調しております。

次の段落においては、特にこの第5版におきましては「①許可事業者に防護の実施に関する一義的責任があること」、「②物理的防護をリスクベースで整備すべきこと」、「③妨害破壊行為等の発生後の措置を拡充すること」、「④その防護体制の確実な整備」といったところに力点が置かれていることを述べさせていただきます。4ページにお進みいただきますと、イ、ロ、ハ、ニ、ホと5つございます。「本ワーキング・グループではこれらから」ということでございまして、5つの主要項目を抜き出させていただきます。

1番目といたしまして、「我が国の核セキュリティ対策の検討過程において長年の課題であった、国際社会で内部脅威への重点対策として重視される個人の信頼性確認制度の在り方」。(ロ)といたしまして、「一般に民間事業者等が武装した警備が認められていない我が国の現在の仕組みを前提として、テロ発生時の許可事業者と治安当局の責任分担の在り方」。(ハ)として「新たに導入された概念であり先例も無いことから、どう取り組むべきかから議論を進める必要がある、原子力施設の設計段階からの核セキュリティへの考慮の在り方」。(ニ)といたしまして「深層防護の強化の観点から提起された周辺防護区域周囲の防護措置」。(ホ)といたしまして、「輸送時の脅威に対する国際的関心の高まりを受けた、輸送時の核セキュリティ対策の強化の在り方」の5つを主要な検討項目として抽出したということを述べさせていただきます。具体的な内容は(3)に記載してございます。

また書き以降でございますが、この3つの勧告は非常に長大なものでございまして、規制行政機関においても並行的に逐次検討が進められておりまして、その検討状況についてもワーキング・グループで聴取して、その結果を次の(2)の次節において取りまとめているということを述べさせていただきますし、まだ検討が未着手なものもあるので、そういったものも含めまして着実に検討が進められ、また対策が講じられていくことを期待するということでございまして、「2014年に開催予定の第3回核セキュリティサミットを目途に本勧告に係る検討を終了することを期待する。」とさせていただきます。

4ページの下(2)のところでございます。まず、(イ)といたしまして、原子力安全・保安院における取組状況及び今後の対応ということでございまして、原子力安全・保安院におきましてはいわゆる原子力発電所、核燃料加工施設等を

所管する規制行政機関であるということを述べさせていただいております。

次のページにお進みいただきますと、原子力安全・保安院でも危機管理ワーキング・グループと銘打った検討体制を構築いたしまして、改訂第5版の主要な変更点を確認し検討を進めてきていることを述べさせていただいております。内部脅威対策、原子力施設の見張り人詰所の冗長性、自然災害時等における防護設備の代替措置を含む強化策等々につきまして検討してきておりまして、少し飛ばしまして2011年度内に検討を完了した内容については2011年度内の省令改正を目指しているということを確認しているところでございます。その直後のなお書きでございますが、内部脅威対策としての信頼性確認制度に関しましては、その導入には一定の時間を要するというので、それまでの暫定的な代替措置として二人ルール等の措置の徹底強化が必要であるということが検討されていることを述べさせていただいております。

「また」以降でございますが、既に昨年12月にも一部の省令改正がされて、立入制限区域等が設置されているということを述べさせていただいておりますし、下から3行目にはサイバーテロ対策に関しましても規制が加えられたということでございますが、最後「すなわち」でございますが、以上の改正は「核物質に関するセキュリティ勧告」への対応になっているという形で評価をさせていただいております。

(ロ) といまして、文部科学省の取組でございます。文部科学省は研究炉や使用施設を担当する規制行政機関として、やはり核物質防護ワーキング・グループと銘打つ体制を構築して検討を進めてきたということを述べさせていただいております。同様に第5版の立入制限区域、見張り人詰所の冗長性等について検討を進めてきておりまして、現在、課題を整理して取りまとめているところでございます。「必要な省令改正を速やかに行うこととしている」というふうに評価させていただいております。

また、6ページに進みまして(ハ)でございますが、国土交通省におきましても輸送方法を主管する規制行政機関として対策の追加や強化について検討を進めており、ということを確認しておりまして、輸送実態及び技術的対応等の可能性に関する調査を実施するというところでございます。

この調査結果を踏まえまして、来年度より具体的な対策の検討を進めるという

こととさせていただきます。

(3) の個別検討項目に進ませていただきます。まず(イ)といたしまして、「個人の信頼性確認制度に係る対応について」でございます。「勧告のポイント」でございますが、内部者による脅威を最小化する防護措置ということでこの個人の信頼性確認制度が勧告されているということとさせていただきます。具体的には原子力施設に係る機微情報を取り扱う者や重要な施設、炉、建屋等にアクセスする者を信頼性確認の対象とするべきとしているということとさせていただきます。

「信頼性確認制度の必要性」ということとさせていただきます。まず、第1段落目におきましては、平成16年当時に原子力安全・保安院や文部科学省においても改訂第4版への対応の関係から信頼性確認制度に関する議論が行われましたが、その当時はやはりプライバシーに関わるという点などの指摘がございまして、制度導入に向けた検討までに至らなかったという経緯を述べさせていただいております。

次の段落でございますが、「しかしながら」ということとございまして、主要な原子力利用国の中で我が国が原子力施設における信頼性確認制度を導入していない状況にあるということ、また今回の福島第一の事故を踏まえすと、社会に深刻な影響を与える可能性がある原子力施設へのテロ行為に対する対策の充実は喫緊の課題であると判断されること等から、次のページにお進みいただきまして、信頼性確認制度を導入することを目指して、具体的な制度についての議論を開始するべきであるという議論を進めさせていただいております。

そこで、次の段落ですが、「秘密保全のための法制との関係」ということとございまして、内閣官房に設置されました秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が取りまとめた報告書、「秘密保全のための法制の在り方について」におきましては、いわゆる外交上の秘密ないしは国の安全保障上の秘密である特別秘密を扱う者に対して適性評価を実施することが提言されております。この適性評価はいわゆるその対象者が情報を漏えいするリスク等を評価しようとするものでございまして、この核セキュリティに係る勧告の中で述べられている信頼性確認制度導入と共通部分がございしますので、参考になると考えられる、とさせていただいております。

なお書きでございますが、ただ、この適性評価には個人の情報の調査が必要であり、対象者のプライバシーに深く関わる調査となるため、対象者の同意を得て

調査を実施することが肝要としていることに関しまして、信頼性確認制度におきましても特に留意すべきと述べさせていただいております。

次の「現在」の段落でございます。秘密保全のための法制自身は現在検討中ということでございますが、この核セキュリティ分野における信頼性確認制度に関しましては、テロ行為の対象となる核物質や原子力施設が現に存在しまして、アクセスが許可されたものの妨害破壊行為によるリスクが具体的に想定され得ることから、この秘密保全のための法制の進捗状況に拘わらず、本分野、核セキュリティ分野独自の観点から信頼性確認制度を導入するべきであると結ばせていただいております。

具体的な検討の体制に関しましては、これらの必要性を踏まえまして規制行政機関が連携して治安当局をはじめとする関係行政機関の積極的な協力を得つつ、具体的な制度導入に向けて検討を進めることが期待される。

その場合、今後、我が国の核セキュリティ政策の総合調整を担うこととなる、4月以降設置されます原子力規制庁が検討の中心となることが適当であるとさせていただいているものでございます。

また、次の段落におきましても、個人情報調査や第三者への照会が必要となるということでございまして、国の機関が主体的に関与することが求められるということと述べさせていただいております。また、それ以降におきましてもさまざまな機関の人的資源等の現状を踏まえた現実的な検討が求められるということと述べさせていただいております。

また、許可事業者においても信頼性確認制度が導入される労務管理上の課題について十分な検討を行い、政府の検討へのフィードバックを求めさせていただいております。

次のページにお進みいただきまして、「また」以降でございます。協力会社の従業員、原子力発電所の設備補修に関しましては、協力会社の従業員の方が出入りされておりますが、その協力会社の従業員に関しましては同様に内部者としてのリスクを有していることから同等の信頼性確認を行うことが必要であり、その履行を担保する仕組みの検討が求められるという形で工夫を求めているところでございます。

なお書き以降では、信頼性確認制度が導入されるまでの間の代替措置の必要を

提起しているものでございます。

続きまして、（ロ）「関係組織間の責任について」ということでございます。

「勧告のポイント」のところでございますが、2行目、武装対抗の責任がある組織が許可事業者と別である場合には、関係組織間の責任についての明確な境界の確立・記録を勧告しているというものでございまして、我が国の場合は許可事業者が武装できないという現在の仕組みがございまして、これに該当するというところで取り上げさせていただいたものでございます。

「オンサイトにおける関係組織間の責任の整理」ということでございます。具体的には次のページに表の形として整理させていただいているものでございますが、それを解説的に述べさせていただいております。

この表にございます「許可事業者の責任」の欄にございます侵入の検知、治安当局への通報、設備による遅延対策といったものは現在、炉規制法等で義務づけられている許可事業者の責任となっているものでございます。

一方、「治安当局の責任」にございます常駐部隊や鎮圧部隊による対策の実施といったようなものは武力対抗活動と位置付けられるものでございまして、治安当局の責任と整理させていただいております。

そして、「許可事業者の責任」のところにもございます治安当局を支援する措置の実施について、でございます。8ページ一番下の段落でございますが、この許可事業者の責任である治安当局を支援する措置の実施に関しまして述べさせていただいております。一番下の段落でございます。治安当局を支援する措置の実施は武力対抗活動の実効性を高めるために許可事業者が講ずる措置と整理されているということございまして、具体的には警備拠点等の設置でございますとか、許可事業者が感知した侵入者の情報等を提供するといった内容でございます。

従いまして、許可事業者は原子力発電に係る特別な許可を受けて事業を営んでいる者であり、治安当局が行う武力対抗活動を適切に支援する措置を講ずることは当然の責務であるという形で整理させていただいております。

そして、この責務を履行するためには治安当局と共に脅威の評価を踏まえて必要とされる「支援する措置」を検討し具体化すべきであるとさせていただいております。特にこの支援する措置は立地条件のさまざまな環境によって影響されることがございますので、特性に応じて柔軟に検討していくことに留意すること

をそこであえて述べさせていただいているところでございます。

更に9ページの下半分のところでございます。「責任の明文化」のところでございます。まず、第1段落目で、明文化といたしましては、許可事業者においては内部マニュアル、治安当局においては警戒要領等にして明文化しているという現状を踏まえまして、今後も定期的に双方が会合を持って情報共有を行って、この許可事業者の内部マニュアルの内容を治安当局から助言、指導を受けるということによりまして、両者の意識、情報共有に齟齬が無いようにしていくことが重要であると述べさせていただいております。

また書き以降でございますが、先ほど述べました支援する措置に関しましては、武力対抗活動の実効性の向上に資するように整備され、その見直し・改善が適宜に行われていくことを担保する適切な仕組みを充実し、許可事業者の監督指導を行うべきであることといたしまして、規制行政機関の取組をここで述べさせていただいているものでございます。

続きまして10ページでございます。(ハ)といたしまして、設計段階からの核セキュリティの考慮、俗称でございますけれども「セキュリティバイデザイン」と呼ばれているものに関してでございます。こちらの方、この改訂第5版の議論の過程でその概念が提起されまして盛り込まれたものということでございます。概念といたしましては勧告のポイントの最終のところでございますとおり、立地選定や施設の設計段階のできるだけ早い段階から防護措置を考慮して、より効果的、効率的な防護措置が講じられるような工夫をしていくということでございます。

このため、第5版にこの概念が盛り込まれたことを受けまして、さまざまな場、国際的な場で議論が活発化しているという状況でございます。我が国からも関係者が参加しているというところでございますが、「しかしながら」の段にございますとおり、具体的な措置内容に関しましては更なる議論が必要とされる状況にあるということで現状を評価させていただいております。

よって、「今後の対応について」というところでございますが、このような国際的な議論に我が国として貢献していくとともに、国内における取組を具体的に進めるために、更に我が国の実情を踏まえた検討を進めることが求められるということでございます。「また」以降でございますが、安全対策と同様に施設の設

置許可時の要件とすることがセキュリティバイデザインがなされることを確実にする仕組みとして考え得るということをごさいますして、今後、原子力規制庁におきまして考慮方法や担保の仕組みの具体的な内容について検討が進められることを期待するとさせていただいているものでございます。

特に、その検討に当たってはいわゆる安全対策とセキュリティ対策とが補い合う場合や干渉し合う場合があります。例を脚注で加えさせていただいておりますが、そのようなことがあることを踏まえまして、できるだけ相乗効果を生み出すようにきっちり安全対策の部門とセキュリティ対策の部門の情報共有、意見交換の重要性を指摘させていただいたものでございます。

続きまして（二）の「周辺防護区域周囲の防護措置について」ということをごさいます。「勧告のポイント」の下からの２段落目のところをごさいます。警報の原因の評価のための時間を与え、適切な遅延時間を提供するように防護措置が構成されるべきであると勧告されているところをごさいます。

具体的な「更なる確保への取組」をごさいます。福島第一原子力発電所事故を踏まえまして原子力安全・保安院の省令改正による立入制限区域の設定及び防護設備の強化によりまして、基本的に敷地境界まで防護措置の範囲が拡大されて、遅延時間が確保されることとなったという現状を評価させていただいております。

続きまして、「沿岸部は」ということをごさいます。周辺防護区域が敷地境界に近く、遅延時間をより確実に確保するためには海域において入域を制限する区域ないしは障害する設備を設けることが望ましいと考えられますが、これは、海域は敷地外であるということから、現在の規制の仕組みの中においてはそのような措置を許可事業者が講ずることは容易ではないと現状を評価させていただいております。

「ただし」ということをごさいます。現在でも設備の保全や安全な運行のために周辺の海域に危険防止のための網でございましてかロープを張るようなことをいたしまして、漁業活動でございましてか娯楽活動で不用意に危険な場所に入らないような措置を講じているという例がございまして。このような危険性の除去が現在、ある程度できていることから核セキュリティの観点から、その脅威状況でございましてか、実際の海面の利用状況次第ではございましてか、何らかの措置を講ずることが可能と考えられるということの評価をしております。規制行政機

関及び関係行政機関は許可事業者が脅威評価を踏まえて、このような防護措置を充実していくことが可能となるような条件整備、環境整備のための施策を協議していくことを期待するという形でまとめさせていただいているものがございます。

最後、5つ目の12ページでございますが、輸送時でございます。勧告のポイントといたしまして、特に輸送時に関しましては、第4版で最上位の区分として最も厳しい措置が講じられていた区分の措置が中位の区分にも拡大適用されるということになりまして、最上位の区分には更なる追加的な措置が加えられているところございまして、燃料の輸送時の脅威に対する懸念が国際的に高まっているという背景にふれさせていただいております。

「このため」以降でございますが、特に従来、盗取対策が中心であったところが妨害破壊行為に対する防護措置が大幅に具体化されまして、こういった妨害破壊行為に対する危機管理、計画の作成が含まれるようになったということをお述べさせていただいております。

次の「我が国の体制」の節でございますけれども、我が国の体制といたしましては、輸送時の核セキュリティに関しましては、輸送物、輸送方法、輸送経路・日時ごとに行政機関など、担当する当局が異なっているということで、次のページの表のような形で整理される体制となっているところでございます。

13ページのところでございますが、現在の整理に基づきまして個別に強化された対策に関しましては、個々の所管、行政機関において対応を検討していくことが適当であるとさせていただいております。

次の「妨害破壊行為に対する新たな防護措置」についての段落でございます。この第5版において追加されました危機管理計画の作成に関しましては、輸送時の妨害破壊行為、テロ行為に対する対抗活動ということでございますので、規制行政機関は当然のこととして、治安当局、許可事業者の間で非常に綿密な調整が必要とされると考えられます。その調整に際しましてはセキュリティに関わる専門知識に基づく防護措置の企画能力が求められるということでございまして、現在におきましてはこの調整を担う部署が明確でなく、防護措置の検討が容易に進みがたい状況にあると述べさせていただいております。

今後でございますが、新たに設置される原子力規制庁におきましてこのような調整機能を担うこととなりますので、国内外の実務を含めた情報が蓄積されると

いうことも踏まえまして、輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置の検討に係る調整機能を同庁が担うことが適当と考えられると結ばせていただいているものがございます。

また、輸送時の武装対抗と規制当局、許可事業者間の役割分担に関しましても、具体的な防護措置の検討の中で決めていくことが適当であると評価させていただいております。

以上までが I N F C I R C / 2 2 5 / R e v . 5、核物質に係る勧告に關しましての5つの個別項目に関する検討結果でございます。

続きまして14ページの第2章にお進みいただきます。第2章はいわゆるR Iと呼ばれております放射性物質に関する核セキュリティ勧告でございます。こちらは(1)の「勧告の位置付け及び概要」に記載させていただいておりますとおり、このような放射性物質は特に医療分野、工業分野、教育研究などの様々な広い分野で利用されておりますということでございます。ただ、このような放射性物質に関しましても、いわゆるダーティボムのような形で世の中に放散されますと非常に危険性が及びますので、新たにこのような勧告文書が作られたということをごをここで述べさせていただいているものでございます。

(2)の「規制行政機関の取組状況」でございます。まず、安全規制の現状に関してでございます。安全規制に関しましては、次のページの表のような形で概要が整理される形となっております。

放射性物質が非密封であるか密封であるかという形、またそれが医薬品であるか、医薬品以外であるか、また放射性物質の中でもいわゆる核物質と言われているものであるかと言ったような形、放射性物質及び利用形態によりまして規制の状況が異なっておりますし、それぞれの目的に応じまして薬事法、医療法などで規制がされております。特に最も広範な形で放射性物質の安全規制を行っておりますのが、放射線障害防止法と書かれております文部科学省が講じている安全規制でございます。

この安全規制に対しまして、セキュリティ規制の現状のところでございますが、既に文部科学省ではI A E Aの方でこの勧告の前段階、前身に当たります行動規範が2004年にできていることを踏まえまして、人体への影響を及ぼすおそれが高い放射線源に関しましては既にその登録制度を講じているところござい

す。

また、輸出入に関しましても、我が国で使われている放射線源は、そのほとんどが輸入されているものでございますが、その輸入時に当たって事前確認を行う通関制度を整備しているということでございますし、いわゆる核テロリズム防止条約を受けまして放射線を妄りに発散させた者に関しましては処罰がされるような法律が既に制定されているということでございます。

したがいまして、「上記の表のとおり」とございましており規制は多数ございますが、放射線障害防止法が密封線源を規制対象としておりますことと、非密封線源は非常に限られたところでしか使われていないということから、重要な放射線源のほとんどが何らかのセキュリティ対策が講じられてきていると考えられるというふうに現状を評価させていただいております。

更に、この核セキュリティ勧告に則った対応を進めていくにあたってということでございますけれども、原子力委員会、この防護部会にて昨年8月に取りまとめたいただいた「基本的考え方」に則って、更なる検討を文部科学省が進めるべきということで、以下記載させていただいております。

①といたしまして、大線源の場合を除き、核セキュリティの防護対象としての重要度は低いということ。特に阻止すべき犯罪行為は盗取が中心であるということ。また、医療分野等での利用活動に与える影響は最小限となるように配慮すべきことを述べさせていただいております。

それを踏まえまして、文部科学省は今後の検討の方針を既に表明しておりまして、①、②、③とございましており便益とリスクのバランスをとっていくこと。既に講じている安全規制による遮蔽などの措置がセキュリティ上も効果を持っていること。また、現在の放射線源登録制度を基本的には対象としていくことといったようなことを既に方針として掲げております。

今後の対応のところでございますが、以上の文部科学省の方針は専門部会で取りまとめたいただいた基本的考え方に沿った内容であって、その方針に則って検討されることを期待するとまとめさせていただいているものでございます。

非密封線源に関しまして、でございます。非密封線源に関しましても密封線源のこの文部科学省の検討に続いて行っていくことが適当ということでございます。非密封線源に関しましては特に短半減期のものが多いということでございますと

か、輸入後速やかに検査用途に回されているといったようなことがございますので、そういった利用実態を踏まえて、更にバランスを考慮していくべきとさせていただきます。

続きまして第3章でございます。「規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告について」でございます。こちらの方の勧告は、位置付け及び概要にございますが、旧ソ連の崩壊時の混乱に伴い流出した核物質の不法な移転が世界的な懸念事項となっていること。また、同時多発テロを踏まえまして核爆発装置でない放射性物質による、いわゆるダーティボムがテロ行為として懸念されていることを背景として作られたものということを述べさせていただきます。そのため、17ページの第1段落目でございますが、この勧告が意図しているところは核物質を用いた核爆発装置によるテロ、または放射性物質を用いた発散装置によるテロを抑止し、対応していくための体制整備でございます。

具体的には①とございますとおり、まずそのような行為を罰則化すること。②といたしまして、そのようなテロ行為を検知するために核物質等を水際において検知することでございますとか、テロ行為を疑われる活動に係る情報を収集・分析して、その行動を未然に検知することを述べているものでございます。

また、③といたしまして万が一そのようなテロ行為が行われてしまった時の対応、準備と訓練を述べているものでございます。

さらに「加えて」という形でございますけれども、このような検知でございますとか対応、訓練といったような措置を確実に実施していくため、その各種措置の優先順位を定めるといたしまして①。②といたしまして各種措置間の調整を行う。③といたしまして、そのような調整や優先順位を定める行政のメカニズムを設けるのが望ましいとして勧告しているところでございます。

(2)の「取組状況」でございます。以上のような核物質等を用いましたテロに関しましては、通常の爆発物、化学物質や生物物質を用いましたテロとともに既に治安当局等によるテロ対策の対象とされ、取組の強化が図られてきているということを確認させていただいているものでございます。

具体的には犯罪対策閣僚会議が取りまとめております「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の中でNBCテロ対策でございますと、水際対策と

いうものが具体的に記載されております。

また、この行動計画はフォローアップが適時に行われているということでございまして、各治安当局や関係行政機関による取組が確認されていると評価させていただいております。また、このようなテロ行為の犯罪として処罰するための法律も既に整備されているということでございます。

最後の「このように」の段落でございますが、治安当局を中心に着実に対策が進められている。しかし、各組織間の調整を行うものとして勧告されている行政メカニズムは設けられていないというふうに取り組状況を評価させていただいております。

18ページにお進みいただきまして、一番上の段落でございます。念のためでございますが、盗難品や廃棄物から放射性物質が検出された場合のことに ついて述べさせていただいております。先頃でありませば世田谷区で発見されたような夜光塗料などが該当するものでございますが、このようなものに関しましては地方自治体を中心となりまして規制行政機関等の支援を受けながら対応が図られているということで現状を評価させていただいております。

(3) 「今後の対応」ということでございます。以上、述べましたように未然防止を中心といたします各種テロ対策の措置はテロ対策の一環といたしまして治安当局をはじめとする関係する行政機関によってその多くが担われています。その一方、原子力規制庁をはじめとする規制行政機関は原子力施設及び輸送等の関連活動に係る核セキュリティ対策の規制を担っている。

また、規制行政機関及び原子力関係の研究機関等はテロ対策時に必要となる専門知識及び機材等の提供を行っているという状況を述べまして、今後、核セキュリティに係る調整機能を担うこととなる原子力規制庁が規制行政機関及び関係行政機関と協議の上、先ほど述べました行政メカニズム、各種調整や優先付けを行う行政メカニズムを担う行政機関また仕組みを今後定めていくことが必要であるとさせていただいているものでございます。

また、対外的な対応といたしましては、原子力規制庁と外務省が中心となって我が国の取組を対外的に説明していくことが適当であるとさせていただいているものでございます。

続きまして、第二部でございます。第二部の方は、冒頭でご説明いたしました

とおりに、昨年10月にご報告させていただきました経過報告に則った形でまとめさせていただきますので、簡潔な報告とさせていただきます。

「第1章 検討の経緯」といたしまして、ここでは「福島第一発電所事故は原子力発電所等がテロリストの重大な関心事項となり得ることを示したことから、原子力発電所等のセキュリティについて、事故を踏まえた対策に早急に取り組むことが必要となった」という形で、基本的な姿勢を示させていただきます。

「また」以降でございますが、従来でございますれば、原子力委員会の役割は基本の方針を示すことにあるということでございますが、福島第一の課題に关しましては検討の緊急性があることから個別具体的な内容とさせていただきますということをお述べさせていただきます。なお書き以降の最後の段落でございますが、機微情報の関係があることから不明瞭な記述が一部あることを述べさせていただきます。

第2章以下は、中間経過報告に則った内容でございます。(1)といたしまして「基本的認識」。(2)といたしまして「テロの脅威」をお述べさせていただきます。原子力施設に対する関心の増大、次のページの(ロ)といたしまして「テロ対象としての有効性が明らかになった原子力施設の設備」。(ハ)といたしまして「想定すべきテロ行為」等を述べさせていただきます。

また、(3)といたしましてセキュリティ上の課題への対応といたしまして、次の21ページのところでより具体的に(イ)といたしまして「侵入の早期検知」、(ロ)「テロ行為の遅延」、(ハ)「設備の耐性向上」、(ニ)「体制の整備」。体制の整備では人員、装備、資機材等を許可事業者及び治安当局に求めるという内容となっております。ここに関しましては、先ほど述べました支援措置、許可事業者が治安当局を支援する措置に关します記述が中間報告でございましたが、第1部で記述されておりますので、その部分のみ削除をさせていただきます。

(ホ)といたしまして、緩和策等の準備。(ヘ)といたしまして訓練及び評価の実施。(ト)といたしまして内部脅威対策でございます。内部脅威対策の方は中間報告の段階では検討が必要であるという形で書いてございましたが、第1部で必要性をお述べさせていただきましたので、第一部の記述に合わせた内容とさせていただきます。

次の第3章でございますが、第3章のところは昨年10月の中間報告以降の既に行われた取組に関しまして書かせていただいているものでございます。具体的には、22ページの一番下の行でございますが、2011年11月には「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」ということとございまして、政府の閣僚級の会合でございます国際組織犯罪と国際テロ対策推進本部決定がされて、関係機関に関しまして未然防止対策の更なる強化を図るように指示がされているところでございます。

また、規制行政機関におきましても既に原子力安全・保安院が第一部でもご紹介いたしましたですが、昨年12月に省令改正をいたしまして、立入制限区域の設定でございますとか、設備の防護の強化、サイバーテロ対策等を規定済みということとでございます。

また、治安当局におきましても本年1月末時点における措置といたしまして、原子力関連施設に対する警戒警備体制強化のためにサイト、原子力発電所等に常駐する警察官の増員でございますとか、爆弾テロ対処能力の強化に必要な資機材の整備などを図ることとしているということとでございます。また、その他の更なる装備の充実、警戒要領の見直し、訓練の実施等につきましても現在実施、または検討中ということとでございます。

許可事業者におきましても、このような規制当局の動きを踏まえまして、様々な立入制限区域の設置でございますとか、設備の強化をすべく、既に準備中ということとでございます。以上でございます。

最後に「おわりに」という形でまとめさせていただいているところでございます。こちらの「おわりに」の方でございますが、まず第1段落目より読み上げさせていただきます。

「核セキュリティに関する我が国の業務体制は、本報告書でも紹介したとおり多くの関係省庁が関わる体制となっている。原子力規制庁の設立により、核セキュリティに係る業務の多くが同庁に集約化され、体制が強化される。この体制強化により規制業務と政策の企画調整業務が明確に一体化されることは、各種対策を実施する現場からの情報が特に重要なセキュリティ対策において、重要な一歩である。一方、テロ対策は治安当局をはじめ関係機関が多岐にわたるところ、管理外の核物質等を用いたテロへの対策については、核セキュリティに係る業務の

多くが集約されている原子力規制庁とその他の関係省庁の業務を調整する国の仕組みが求められている。この仕組みが十分に機能するよう関係省庁が積極的に取り組むことを期待する。その際、同庁及び同庁に置かれる原子力安全調査委員会が先導的役割を果たすことが望ましい。」

「このように核セキュリティに係る業務体制が一新される中、原子力防護専門部会の業務も原子力規制庁に移管される。これを踏まえ、本ワーキング・グループは、我が国の核セキュリティにおける主要なテーマを提示するとともに、その検討の方向性及び検討体制について提言することに努め、信頼性確認制度など実際の制度導入において課題があるものも取り上げた。今後、関係者において幅広い議論がなされ、国民の理解と協力を得て我が国の核セキュリティが強化されることを期待する。核セキュリティに係る国際面においては、新規導入国等の体制整備に対する支援、国際的な指針作成等に対する貢献について、原子力規制庁と外務省とが中心となり、関係省庁の協力を得て積極的に対応していくことを期待する。」

「また、核セキュリティに責任を有する許可事業者及び関係省庁は、各組織に属する個人も含め、核セキュリティ文化を醸成し」、核セキュリティ文化は「基本的考え方」の中で強調させていただいた内容でございます、「各自が果たすべき責任を認識し、継続的に対策の見直しと改善に取り組むべきである。特に、それぞれが果たすべき責任の範囲を拡張的に捉え、お互いの対策の間に見落としが生じないようにすべきである。」

「最後に、『基本的考え方』で示されているように、安全対策とセキュリティ対策とが相補的または相反的である場合があることを踏まえ、それぞれを所掌する組織がお互いに情報共有や意見交換を怠らず、この2つの分野が相乗効果を生み出すように、また、セキュリティ対策が安全対策を、安全対策がセキュリティ対策を損なわないように努めるべきであること、さらに、核セキュリティ対策の実効性を高めていくためには国民の理解と協力が不可欠であり、関係者は核セキュリティの意義の普及啓発に日頃より努めるべきであることを強調したい。」としてワーキング・グループの報告書のあとがきとさせていただいているものでございます。

あと、後ろの方にワーキング・グループの委員の方々の名簿、及び先ほどご説

明いたしました検討経緯。また、一番最後に、若干でございますが、用語の解説を付けさせていただいているものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。今の説明に対しまして皆様からご質問あるいはご意見、ご審議をお願いいたします。

かなりの方がワーキング・グループの検討に関わっておられますので、ワーキングから変わったところを重点的にご意見いただけたらと思いますし、その他の方につきましては全体についてご意見をいただければと思います。

それでは、時間が限られていますので「はじめに」から第一部の第1章の手前、3ページまでについて何かご意見はございますでしょうか。

東嶋委員。

(東嶋委員) 言葉のことで恐縮ですけれども、3ページの下から3行目、「②物理的防護をリスクベースで整備すべきこと」というのは、リスクの大きさに基づきという意味だと思うのですが、この「リスクベースで」という言い方が分かりにくいのではないかと感じました。

(内藤部会長) ありがとうございます。おっしゃる趣旨ですので、工夫させていただきます。

他にございますでしょうか。

事務局、案を言ってください。

(事務局：吉野企画官) R e v . 5の中の英語に引きずられて「リスクベース」と記載してございますが、本文の別の場合では「脅威評価に基づき」と言わせていただいておりますので、「物理的防護を脅威評価に基づき整備すべきこと」とさせていただきます。

(内藤部会長) ただ、「脅威評価」というとDBTという感じになってしまうので、そうではなくて、要するにそれによるリスクを評価して整備する、ですから「物理的防護をリスク評価に基づき整備すること」ということ。「リスクの評価に基づき」ですか。では、「物理的防護をリスクの評価に基づき整備すること」と、そうさせていただきます。

(近藤委員長) それでいいのですが、今の事務局の発言できになりましたのでひとこと言わせてください。R e v . 5では「脅威の評価」と「設計基礎脅威」と

は使い分けています。「脅威の評価」はやや幅広に使っている言葉で、特定の場
合に「設計基礎脅威」を使いなさいという書き方になっていることを指摘してお
きたいと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。

無いようでしたら、第1章の6ページの(3)まででいかがでしょうか。

(近藤委員長) ここまで来てから、言うてはおかしいのかもしれませんが、3ペ
ージの下に、④「許可事業者に防護の実施に対する一義的責任があること」と書
いていますが、Rev. 5はこの前段に国の責任というのをわりとくどく書いて
あります。国がシステムをつくり、それに基づいた実施の責任は許可事業者にあ
るとなっているのに、ここでは、許可事業者の責任だけを取り上げているところ
が気になりました。念のため発言させていただきました。

(事務局：吉野企画官) 事務局からでございます。議題1、議題2を併せてご審
議いただいた方が効率的かと存じますが、資料第1号はワーキング・グループか
らの報告書という位置付けでございますので、こちらの方はご質疑を中心として
いただきまして、要望ないしは考え方の変更に関しましては資料2の方の部会と
しての報告書の方に反映させていただくということかと存じます。

現在、委員の皆様方には内容的にはほとんど同じでございますので、区別なく
ご議論いただければと思いますが、事務局としての修文は資料2の方に最終的に
は反映させていただきたいと存じます。

(内藤部会長) ありがとうございます。部会報告書とワーキング・グループの報
告書の違いは、後ほどそこだけハイライトしてご説明していただくことにしてお
ります。

それでは、6ページの(3)以降9ページの終わりまで、(ハ)までです。

(3)の(イ)と(ロ)ですね。

板橋委員。

(板橋委員) 8ページの(ロ)の「オンサイトにおける関係組織間責任の整理」
というところの2行目で「武装したテロ組織に対抗し得る組織」とありますが、
「武装したテロ組織等」にしておいた方がよいのかなと、と言いますのは国の武
装工作人員というのもありますので「等」を入れたおいた方がよろしいかと思いま
す。

(内藤部会長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。

無いようでしたら、10ページの(ハ)から13ページまで。(ハ)と(ニ)(ホ)についていかがでしょうか。

東嶋委員。

(東嶋委員) これは質問なのですけれども、10ページの3行目の「勧告のポイント」というところ以降で、「保障措置」という言葉が初めて出てきます。普段、私が内藤先生などから聞いている「保障措置」という意味合いと違う意味合いでここに保障措置という言葉が初めて出てきて使われています。この「保障措置」の意味合いが「防護措置」と使い分けがされていますが、初めて読む者には分かりにくいので、できたら後ろの語句の説明だけでもよろしいので入れていただければと思いました。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(事務局：吉野企画官) そのようにいたします。

(内藤部会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

無いようでしたら14ページ、第2章ですね。「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告について」、これの2章全体ですね。16ページの下第3章の前まででいかがでしょうか。

東嶋委員。

(東嶋委員) 恐縮です。第3章の前までですね。16ページの上から3行目に「大線源等」というのが、質問させていただきたいのですが、どういうケースが想定されるのでしょうか。

(内藤部会長) 「大線源」の定義が必要だということですか。

(東嶋委員) 「大線源」というものが、Spring-8みたいなものなのかな、高エネ施設なのかな、と悩ましく思いまして。

(事務局：吉野企画官) 「大線源等」で意識しておりますのは、例えば医療機関などの大がかりな放射線治療施設に組み込まれております、おそらくコバルトなどの線源でございまして、小さなものであればあれですけれども、かなり強い放射線でなければ治療できないような患者さんのような装置には、相当大量に含まれているということでございます。逆にSpring-8みたいなものは放射線を出しますけれども、電源を切ってしまうと放射線は直ちに無くなりますので、

いわゆるコバルトなどの強い放射線を出す放射性物質が大量に使われているという意味で「大線源等」という言葉を使わせていただいております。

(内藤部会長) そうでしたら、「医療用照射線源など大線源」と書きまじょうか。

(近藤委員長) でも、出だしの文章には「放射性物質は」と書いてあります。

(内藤部会長) ですから、線源として入っている物です。

(近藤委員長) 「放射性物質は」と書いてあるから、S P r i n g - 8 は自動的に排除される。

(内藤部会長) それはそうなのですが。

(東嶋委員) そうですね、自動的に排除されるのですね。単に「大線源等」と書いた時に想像しにくいなと思ったためで、失礼いたしました。

(事務局：吉野企画官) そこはすみません。放射性物質の利用は多岐にわたるものでございますから、事務局といたしましては念のための意味で「等」を付けたということでございます。

(内藤部会長) どうでしょうか。「医療用照射線源など大線源の場合を除き」とするとよろしいですか。衣笠委員、何かご意見はありますか。今の修文のところで何かご意見がなければ。

(衣笠委員) おっしゃるとおり大線源というのはもちろんがんの組織を叩くための線源も大きな大量の、いわゆる致死線量を与える線源になります。それから、滅菌等に使う照射装置の線源も大線源になるので、そういうのをおっしゃっていると思います。

(内藤部会長) それでは例示をさせていただくということで処理させていただきます。続いて、第3章の管理外のところ、18ページの第2部の前まででいかがでしょうか。

衣笠委員。

(衣笠委員) ここだけではないのですが、全体を通じて、第2号の方で専門部会の報告書として反映していただきたいと思うのですが、何か起きた時のいろいろな対策がずっと出てきて、それを予防するためのいろいろな方策もここでずいぶん盛り込まれていますが、実際に起こった時に例えば医療対応に関する記述というのはほとんどどこにも無いのです。何をしなさい、とかそういうのではなく

て、今卒直に言って我が国の状況でしたら医療対応が、線源が大きくなればなるほど医療対応、その地域の医療対応が本当にできるのか、そういう教育をしてトレーニングを積んでいますか、と、まず教育の分野から言ってもちょっと心許無いかなどと思われるところがあるので、せっかく18ページで、第2部になりますが、関係者の取組に関わる基本的方針をこの原子力委員会は示すとまでおっしゃっていただいたのですから、少しそういうことに配慮して、そういう教育・訓練を関係の部署は行うべきである、とか、そういう表現をどこかに入れてほしいなとは思っています。

この3章の中でちょっと書いてあるのは、17ページに「NBCテロ等を使用されるおそれのある」云々というところで多少関係してくるのですが、そういう時の医療体制というのが、BCはともかくついていっている部分もありますが、Nに関しては線源が強くなればなるほど混乱が起きそうな現状ですので、やはり教育というのがどこかの段階で必要だろうと思えます。そういうことの言及を、場所はどこでやるのか、私もこことは言えないのですが、どこかのところで盛り込んでいただけないでしょうかということです。

(内藤部会長) 問題点のご指摘は分かりました。工夫させていただきます。

訓練の話は(2)の上のところで勧告の中身として書かれております。「核物質等を用いたテロ等への対応のために、テロ発生時の治安当局等の対応の準備や訓練を行うこと等を勧告している」と書いてありまして、「今後の対応」のところで原子力規制庁をはじめとする規制行政機関云々ということが書いてありますので、どこに盛り込むかということは工夫させていただいて、医療機関における、そういった事象が起こった場合の教育・訓練の充実ということですね。

(衣笠委員) 教育です。エデュケーションが大事だと思いますので、それは医学教育の中で十分なされるチャンスが無いままいっているものですから。

(内藤部会長) はい、ありがとうございます。板橋委員。

(板橋委員) すみません、今気づいたのですが、18ページの「今後の対応」のところで、他にも出てきますが、「原子力規制庁と外務省が中心となり、治安当局等の協力を得て」云々と書いてあり、「今後の対応」としてありますが、ちょっと私も失念したのですが、現状でもキャパシティ・ビルディング支援として外務省などがやっている部分があるのではないなと思うのですが、IAEAと協力

して東南アジア諸国でキャパ・ビル支援などをやっていませんでしたかね。それをどこかに入れた方がいいかなと。「今後の対応」のところで書いてありますが、今もしやっていたとしたら、その部分が入っていないかなと。

(内藤部会長) 最後の「おわりに」のところに確か書いていたような気がします。24ページの第2パラグラフですね。後の方で「核セキュリティに係る国際面においては、新規導入国等の体制整備に対する支援、国際的な指針作成等に対する貢献」と。

(板橋委員) 「今後の対応」として書かれていますが、実際今もやっているところが、確かやっていたような気がするのですが。

(内藤部会長) IAEAの核セキュリティファンドに資金を提供して、所要の支援をしていますし、また講師等を我が国から送ってやってはおります。現在の取組というところで何か書いたほうがよろしいということですか。

(板橋委員) 入れておいた方がいいのではないかとということです。

(飯田委員) 一昨年ですかね、JAEAが総合支援センターを設立して、その枠組みの中で途上国に対する教育、支援を行っております。

(内藤部会長) 支援についてはかなり横断的なので、今3つの勧告文書は縦割りに書いているからちょっと難しいのですよね。

(板橋委員) 10ページのところに書いてあるのですが。突然「今後の対応」のところだけ「外務省」という言葉が出てくるので、今まで外務省は何もやっていないのか、みたいな印象があるかなと。

(近藤委員長) いや、もともと外務省がやっている訳ではないのですが、対外的な説明をする時には外務省を使うという意味で外務省の名前を出していると思うのです。

(板橋委員) テロ対策のキャパシティ・ビルディング支援として9項目ですか、航空保安とか海上・港湾保安とか税関とか、その一部として確か入っていたかなと思ひまして。

(近藤委員長) 重要なインターフェースの機能は果たしているのだけれども。問題は今の話をどこで整理するかですね。

(板橋委員) 無理にとは言いません。ちょっと気づいたので、そういえば現状のところあまり入っていないなと。

(内藤部会長) というのは、3つの勧告文書は縦割りで書いているものですからなかなか、そこに全部書くとかどいという感じになるし、ということなので、ご指摘は分かるのですが、できるかどうか検討させてください。

他にございますでしょうか。

無いようでしたら、第二部、これは経過報告の引用で入れているところがございますが、「おわりに」の前までですね。23ページのところまでのご意見はございますでしょうか。

無いようでしたら、最後の「おわりに」のところ、2ページですね。ございますでしょうか。

無ければ25ページ、26ページは資料ですが、何か事実関係で間違っているものがあればご指摘ください。

それから、27ページから用語解説ですが、本当にマイナーですが、WINSのところWorld Institute For Nuclear Securityと書いてあって、その後が「物質管理」と書いてありますが、ミスプリントで、「核物質管理」ですね。

あと、先ほどのご指摘で「保障措置」をハ行のところに入れさせていただきま

す。

飯田委員。

(飯田委員) 細かいところで恐縮ですが、26ページのINFCIRC/225/Rev. 5のところ、Revのevが小文字だったり大文字だったりするので、全部小文字で統一した方がよろしいかと思えます。

(内藤部会長) はい。ご指摘ありがとうございます。他にございますでしょうか。

無いようでしたら、ワーキング・グループの報告書のレビューとともに専門部会の報告書に取り入れるべき文言の修文も含めて議論しましたが、ワーキング・グループと部会報告で大きく違っているところを吉野企画官にご説明いただきます。

(事務局：吉野企画官) 資料第2号をお手元におとりいただければと思います。資料第2号、目次のページを捲っていただきまして1ページ、2ページをお開き願います。網がけになっている部分がワーキング報告書から専門部会報告書案に際しまして事務局として変更を加えさせていただいたところがございます。

大きく2つ変更の視点がございます。1ページの「本専門部会は」とあるとこ

ろが網をかぶせてございますが、「ワーキング・グループは」とあったところ
でございますが、専門部会報告書の位置付けになりますので、主語といたしまして
「ワーキング・グループ」から「専門部会」へ変更させていただいていると
ころでございます。

また、2ページ目も、「また、本専門部会は」とございまして、その後、「技
術検討ワーキング・グループを設置して」というところでございますが、これも
「設置され」から「設置して」という形で主語の変更に伴いまして能動態、受動
態の変更がございます。

それ以降、「当該ワーキング・グループは、まず」という形で、検討の経緯の
ところでございますが、ここも主語が変更している関係で修辭的な変更を加えて
いるところでございます。このような修辭的な変更が大きく何カ所か出てまいり
ます。

2ページ目の中ほどから下のなお書きでございますが、ここはそのような修辭
的なものではなく、専門部会としての記述を加えさせていただいたものでござい
まして、1ページ弱続いております。趣旨は、本専門部会が2006年に設置
されてからどのような審議をしてきたかということの専門部会としての歴史的経
緯を言及させていただいているというものでございます。というのは、特に先ほ
どのワーキング・グループ報告書の説明の中でも申し上げましたが、原子力防護
専門部会もその役割を終えるということがございますので、ここできちつと言及
することかと存じまして書かせていただきました。読み上げさせていただきます。

「なお、本専門部会は、2006年12月の原子力委員会決定により、(1)
核物質等やそれらの関連施設に関して、それぞれの特性を踏まえた合理的、効果
的な防護の在り方に関する基本的考え方について調査し、審議すること、(2)
高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)やその関連施設の特性を踏まえた合理
的、効果的な防護に関する基本的考え方について調査し、審議することを目的と
して設置された。また、本専門部会は、2007年8月の原子力委員会決定によ
り、国際的な検討状況を踏まえつつ、放射性物質の防護の在り方に関する基本的
考え方等についても検討し、原子力委員会核物質防護専門部会報告書(1980
年)を見直すように指示を受けた。」

「これらの目的及び指示に則り本専門部会は調査・審議を行い、「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について（2007年8月）」及び「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方（輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係）（2008年2月）」の2つの報告書を取りまとめ、「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）やその関連施設の特性を踏まえた合理的、効果的な防護に関する基本的考え方」に係る調査・審議の結果とした。」

「また、「基本的考え方」及び本報告書「我が国の核セキュリティ対策の強化について」の2つの報告書のとりまとめをもって、「核物質やそれらの関連施設に関して、それぞれの特性を踏まえた合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的考え方」に係る調査・審議の結果及び、「原子力委員会核物質防護専門部会報告書（1980年）の見直し」の指示への対応とする。」、という形で述べさせていただいているものでございます。

以下、ページをお捲りいただきますと何カ所か網がけの部分が出てまいります。最初に申し上げた主語が変わることによります修辭的な変更でございます。

中ほどにはずっとございませんで、19ページの第二部の位置付けのところでもやはり検討経緯を述べている関係から一部「ワーキング・グループでは」といったようなことが書いてございましてところを削除した関係で網がけがございまして。

その他には23ページ、第二部第3章の冒頭のところにおきましても検討経緯に言及しているところがございまして、ここでも修辭的な変更を加えさせていただいているものでございます。

最後、24ページの「おわりに」のところでございますが、網がけのところはワーキング・グループの「おわりに」にあったものと趣旨は一緒でございますが、主語が本専門部会の業務も移管されるという形でございます。それで書かせていただいているものでございます。

以上でございます。

（内藤部会長）ありがとうございます。先ほどご議論いただきましたワーキング・グループへのコメントにつきましては、こちらの部会報告書の方に反映させていただくということでございます。それで、それ以外に大きく変わっているところにつきまして今ご説明いただきました。

まず、2 ページ目のなお書き以降のところ、3 ページの上までです、「また」まで。何かご意見はございますでしょうか。

2 ページの一番下の「これらの目的及び指示に則り」という、「これらの目的」というのはちょっと分かりにくいので、「これらの設置目的及び指示に則り」とした方が分かりやすいかなと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、3 ページ～18 ページはワーキング・グループの報告書そのものでございますので、何かご意見はございますでしょうか。

なければ、第二部のところで先ほど19 ページの網がけのところも「ワーキング・グループ」という主語が抜けたというところがございます。

20 ページ～23 ページ、ここも「専門部会」という言葉でございます。

「おわりに」のところも「専門部会」に言葉を直したところがございます。

全体で何かこういう要素に欠けているというものはございますでしょうか。

近藤委員長。

(近藤委員長) 念のため、4 ページ下に「注目すべき個別の項目としては」と特定して、EとしてGとして、①～⑤とあります。このところ、注目すべき項目とした以上、以下でそれぞれについてケアしていることを確認したいのですが。

①の話は入っていますね。②の個人の信頼も入っているでしょう。次の③(計量及び管理)は文科省と保安院でちゃんとやっている、やられているという理解でいいのですか、あるいは新規制庁にこれは大事という受け継ぎをするということがどこかにあればいいのですが。

それから、⑤の訓練は、どこかに入っているのですか。

(事務局：吉野企画官) 訓練の話は入っておりますが、あと性能試験のところに関しましては規制当局の方で取り組まれると理解しています。

(近藤委員長) どこかに書いてありますか。訓練は22 ページに書いてあると、ここで読めばいいのですかね。

(事務局：吉野企画官) はい。

(内藤部会長) 先ほどの計量及び管理のところは既に対応していますというところで、6 ページの(ロ)の「文科省の取組状況及び今後の対応」のところ、第2 パラグラフですが、「文部科学省における検討は、改訂第5版における～計量

及び管理手法の利用等の取入れについて検討するとともに」ということが書かれています。

(近藤委員長) いや、大切なことは、保安院の核セキュリティの取組に計量管理データの利用を検討する事ですね。そこは、文科省がそれをサービスすると書いているのですか。

(内藤部会長) ただ計量及び管理は原子力発電所の事業者も義務づけられている訳で、要するに保障措置の実施ということではなくて、いわゆる計量管理システムで出てくるデータを核セキュリティ上にうまく使えないかという観点からの検討をしっかりとってくださいということであります。

私も記憶が定かでなくなりましたが、確か保安院も検討したのですよね。従って対応するところを(イ)のところにも保安院の方にも入れればよいと思うのですが、そこは確認してください。

(事務局：吉野企画官) 確認して記載いたします。

(内藤部会長) 他にございますでしょうか。

東嶋委員。

(東嶋委員) 今の4ページのところですが、この第1章の(1)の書きぶりとして、第2パラグラフで改訂第5版がこういった内容で12の基本原則がこういう構成になってありますと書いてあり、その次に強調されているものについて、どういう事項が強調されているか、○の数字で4つ挙げてあります。それがどの構成部分に入るかというのを括弧書きでEとかGとか示している訳です。更にその後注目すべき個別の項目としてはうんぬんとあるので初めて読む者には分かりにくいのですが、それを置いておいたとして、一番強調したいのはここですよという意味と捉えるとしても、その注目すべき個別の項目としてはEという構成の項目、許可事業者の責任における①うんぬんとあります。この何々におけるというのは、その直後の丸数字のところにはかかからないのでしょうか。許可事業者の責任における立地選定うんぬんとあって、その次に「脅威及びその対策における」とありますが、ここは②までしかかからないのでしょうか。この書きぶりが分かりにくいなと思っているのですが。

(内藤部会長) 分かりました。要するに、どこまでが一括りかがよく分からないということですね。Eは①だけです。Gは②と③④が入ってまして、Kは⑤で

す。そこは確かに分かりにくいので、工夫させていただきます。

他にございますでしょうか。

実は、今、原子力委員会に報告するためのこの部会の報告書を議論していただいているのですが、原子力委員会に報告するにあたりましては、昨年9月にも「核セキュリティの確保に対する基本的な考え方」を取りまとめた際に行いましたようなパブリックコメント、意見公募が必要になってきます。今回、パブリックコメントにかける案を今ご議論いただいているというものでございまして、コメントを求めた後、反映すべき意見があれば、更にそれを反映して、次回の専門部会で最終版を作ることになります。その後、それをもって原子力委員会にご報告するという手順になります。

他にご意見等はございますでしょうか。

無いようでしたら、そういう手はずで進めさせていただきたいと思っております。今日いろいろご意見をいただきましたけれども、最終的なパブリックコメントにかけるペーパーにつきましては、表現ぶり等につきまして今いただいたコメントを踏まえて反映させたいと思っておりますので、具体的な記述につきましては部会長に一任させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局の方から今後の予定についてご説明願います。

(事務局；加藤補佐) 今後の予定についてご説明させていただきます。今、部会長からご説明いただいたとおり、この部会の報告書(案)である「我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)」につきましては、通常の手続きといたしまして部会から国民の方々への意見公募を行うこととしております。意見公募の期間につきましては約3週間程度といたしまして、準備が整いましたらすぐ実施したいと考えております。

次回の原子力防護専門部会でございますが、この3週間程度の意見公募の後となりますので、ご意見の状況にもよりますけれども、報告書の審議につきましては3月の月上旬頃に開催させていただきたいと考えております。日程等、詳細が決まりましたら別途ご連絡させていただきたいと思っております。以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。今後の予定につきましては、今事務局から説明があったとおりでございます。意見公募の方法につきましては、原子力

委員会で従来の方法を踏まえて進めさせていただきますので、これも部会長に一任させていただきたいと思います。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

(鈴木委員長代理) 後からで申し訳無い。今気がついて、細かいことで申し訳無いのですが、資料第2号の方の13ページの下に脚注12の「『核物質等に関するセキュリティ勧告』改訂第5版の4.5.及び表1参照」と書いてあって、表1というのは載っていないのでちょっと分からない。表1はここに載っていないですね。

(内藤部会長) そういう意味では4.5も載っていないのです。ですから、具体的に書けば一番親切なんでしょうけれども。

(鈴木委員長代理) 表だけでも後ろに載せるか何かしないと、これだと分かりにくいのではないかな。例えば次は、「元素、同位体、数量及び照射～区分し」と書いてあるけれども、これではちょっと分からないのではないかな。何が言いたいのか、これではちょっと分からない。

要するに、核爆発装置に使用される可能性のある核物質というのは、例えば括弧して高濃縮ウランとプルトニウムとか、そのこのカテゴリーの話ですね、それは。表だけでも付けておいていただけるとありがたい。これだと、どの物質のことを言っているか分からないです。

(内藤部会長) 昔からこの表は変わっていないのですよね。

(近藤委員長) 鈴木代理が言うのは区分とかという事務的な説明は何の意味もなく、これは何だということが分かるように書くべきだということ。これだけで何を言っているように分かるように。

(事務局：吉野企画官) 分かりました。表もかなりテクニカルですので、表と文とどっちがよろしいでしょうか。

(鈴木委員長代理) ここに表と書くのなら表を付ければいいし、表を書かないのなら、ここに長い文で。

(事務局：吉野企画官) 分かりました。

(内藤部会長) そうしたら、参考で表を付けますかね。本文中に付けるということちょっと長い。

(鈴木委員長代理) 参考でいいです。

(内藤部会長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。

それでは、事務局から何か最後にありましたら。

(事務局：加藤補佐) 本日のこの部会の議事録についてですけれども、事務局で案を作成いたしまして、出席者の方々にご確認いただきます。公表につきましては本日の会合につきましては公開で行われているということから議事録は公表という形で取扱いさせていただきたいと思えます。以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。それでは、次回の会合はパブリックコメントを踏まえて、約1カ月後に開催するということでございます。具体的な日程は事務局からご連絡させていただきます。

以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。長時間のご議論、誠にありがとうございました。